

## 船舶事故調査報告書

令和5年3月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年11月12日 07時15分ごろ
発生場所	静岡県沼津港南方沖 沼津港航路導流堤灯台から真方位178°50m付近 (概位 北緯35°04.7' 東経138°51.1')
事故の概要	ケミカルタンカーひゅうがは、漂流中、浅礁に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年12月21日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ケミカルタンカー ひゅうが、498トン 143616、旭豊汽船株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	船底部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風速 約10m/s、視程 約20km 海象：潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、船首約3.0m、船尾約4.2mの喫水で、揚げ荷役を行う沼津港北岸壁に向け、約5ノットの対地速力で北北西進した。</p> <p>船長は、沼津港の南方沖に浅礁域（以下「本件浅礁域」という。）があることを知っていたが、約10m/sの風速では漂流していても圧流されることがないと思い、また、沼津港から出港する漁船1隻を認めたのち、数隻の漁船が出港するのではないかと考え、本件浅礁域の西方約10mで漂流し、待機しながら同港の港口付近の漁船の動向を見ていた。</p> <p>本船は、西寄りの風によって圧流され、主機を使用したり、投錨したりするなどの圧流防止の措置を採る間もなく、本件浅礁域に乗り揚げた。</p> <p>本船は、手配されたタグボートによって離礁し、自力航行で沼津港北岸壁に着岸した。</p>
分析	本船は、漂流中、約10m/sの西寄りの風が吹く状況下、船長が沼津港の港口付近の漁船の動向を見ながら本件浅礁域付近で漂流を続けたことから、西寄りの風によって圧流され、圧流されていることに気付くのが遅れ、本件浅礁域に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が漂流中、約10m/sの西寄りの風が吹く状況下、船長が沼津港の港口付近の漁船の動向を見ながら本件浅礁域付近で漂流を続けたため、西寄りの風によって圧流され、圧流されていること

	に気付くのが遅れ、本件浅礁域に乗り揚げたものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、浅礁域の近くで漂泊しないこと。</li><li>・ 船長は、船位を確認し、必要があれば、主機を使用するなどして浅礁域から離れること。</li><li>・ 船長は、漂泊中、風速等の状況に応じ、投錨するなどして圧流防止措置を採ること。</li></ul>